

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

平成 30 年 2 月 28 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1 件
厚生年金保険関係	1 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1 件
国民年金関係	1 件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700210 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700118 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 24 年 4 月の標準報酬月額については、22 万円から 28 万円とする。

平成 24 年 4 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 24 年 4 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、私がA社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際に支給されていた給与の支給額に比べて低く記録されていることが分かった。調査の上、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間について、請求者から提出された給与明細書 (写) 及び支給明細書 (写) により、平成 23 年 12 月の随時改定の基礎となる期間に係る報酬月額及び平成 24 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の請求期間に係る本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 24 年 4 月の標準報酬月額については、上記の給与明細書（写）及び支給明細書（写）において確認できる報酬月額から、28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成 24 年 4 月について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対し提出したか否か、また、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、請求期間のうち、平成 23 年 12 月 1 日から平成 24 年 4 月 1 日までの期間については、上記支給明細書（写）において、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（22 万円）は、オンライン記録における訂正前の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700195号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1700030号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、国民年金第3号被保険者であった期間に訂正することを認めることはできない。

請求期間②のうち昭和55年6月から昭和58年3月までの期間及び請求期間③のうち平成5年10月から平成6年7月までの期間について、国民年金保険料免除期間となっている記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年10月から昭和54年6月まで
② 昭和55年6月から昭和61年3月まで
③ 平成5年9月から平成6年7月まで

請求期間①について、私は、市役所の担当者から厚生年金保険被保険者の配偶者は無理して国民年金保険料を納付する必要はない旨指導されたため、任意加入していた国民年金を脱退したにもかかわらず、未納期間及び未加入期間となっている。当該期間は、厚生年金保険に加入していた夫の被扶養配偶者であったので、国民年金第3号被保険者期間(国民年金保険料納付済期間)として認めてほしい。

請求期間②について、申請免除期間、未納期間及び未加入期間となっているが、申請免除期間となっている昭和55年6月から昭和58年3月までの期間については、国民年金保険料の免除の申請手続を昭和54年7月に一度行ったが、その後は行っていないにもかかわらず、国民年金保険料免除期間となっているので、免除となっている記録を取り消してほしい。また、当該期間を含め、請求期間②は、厚生年金保険に加入していた夫の被扶養配偶者であったので、国民年金第3号被保険者期間(国民年金保険料納付済期間)として認めてほしい。

請求期間③について、未納期間及び申請免除期間となっているが、申請免除期間となっている平成5年10月から平成6年7月までの期間については、国民年金保険料の免除の申請手続を行っていないにもかかわらず、国民年金保険料免除期間となっているので、免除となっている記録を取り消してほしい。また、当該期間を含め、請求期間③について、厚生年金保険に加入していた夫の被扶養配偶者であったので、国民年金第3号被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、市役所の担当者から厚生年金保険被保険者の配偶者は無理して国民年金保険料を納付する必要はない旨指導されたため、任意加入していた国民年金を脱退したが、厚生年金保険に加入していた夫の被扶養配偶者であったので、国民年金第3号被保険者期間（国民年金保険料納付済期間）として認めてほしいと主張している。

しかしながら、請求期間①について、国民年金法の改正により国民年金第3号被保険者制度が創設されたのは昭和61年4月1日であり、当該期間は、夫の被扶養配偶者であったとしても、制度実施前であるため、国民年金第3号被保険者になることはできない期間である。

なお、請求期間①が国民年金保険料納付済期間とされるためには、請求期間①当時において、請求者が国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付しなければならないところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、昭和46年10月の未納期間を除き、請求者が任意加入し、国民年金保険料を納付した記録はない上、請求者は請求期間①の国民年金保険料を納付していないと陳述している。

2 請求期間②のうち、昭和55年6月から昭和58年3月までの期間について、請求者は、国民年金保険料の免除の申請手続を昭和54年7月に一度行ったが、その後は行っていないにもかかわらず、国民年金保険料免除期間となっていると主張しているところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、当該期間について、申請免除期間として記録されていることが確認でき、これはオンライン記録とも一致しており、事務処理に不自然な点は見受けられない。

また、上記の国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿からは、請求者が請求期間②に係る国民年金保険料の免除の申請手続を行っていなかったことをうかがうことができない。

請求期間②について、請求者は、上記申請免除期間を含め、厚生年金保険に加入していた夫の被扶養配偶者であったので、国民年金第3号被保険者期間（国民年金保険料納付済期間）として認めてほしいと主張しているところ、前述のとおり、国民年金第3号被保険者制度が創設されたのは昭和61年4月1日であり、請求期間②は、夫の被扶養配偶者であったとしても、制度実施前であるため、国民年金第3号被保険者になることはできない期間である。

なお、請求者は、昭和58年7月に婚姻していることが戸籍により確認でき、請求者の夫は、婚姻当時、厚生年金保険に加入していることが事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から確認できることから、昭和58年7月以降昭和61年3月までの期間について国民年金保険料納付済期間とされるためには、前述のとおり、当時の国民年金制度上、任意加入の対象となり、その手続を行い、国民年金保険料を納付しなければならないところ、請求者に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿において、昭和58年7月以降に請求者が任意加入し、国民年金保険料を納付した記録はない上、請求者は請求期間②の国民年金保険料を納付していないと陳述している。

3 請求期間③のうち、平成5年10月から平成6年7月までの期間について、請求者は、国民年金保険料の免除の申請手続を行っていないにもかかわらず、国民年金保険料免除期間となっ

ていると主張しているところ、オンライン記録によると、当該期間は申請免除期間として記録されている上、請求者と生計を同一にしていたとする配偶者の国民年金保険料免除期間とも一致しており、当該免除の記録に係る事務処理に不自然な点は見当たらず、請求者が当該期間に係る国民年金保険料の免除の申請手続きを行っていなかったことをうかがうことができない。

請求期間③について、請求者は、上記申請免除期間を含め、厚生年金保険に加入していた夫の被扶養配偶者であったので、国民年金第3号被保険者期間に訂正してほしいと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の配偶者は、平成5年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同日から平成6年8月22日に厚生年金保険の資格を再取得するまでの期間は国民年金の被保険者であり、別番号により厚生年金保険に加入した記録も見当たらないことから、請求期間③は、制度上、国民年金第3号被保険者になることはできない期間である。

- 4 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間①、②及び③について、国民年金第3号被保険者であった期間に訂正することを認めることはできない。また、請求期間②のうち昭和55年6月から昭和58年3月までの期間及び請求期間③のうち平成5年10月から平成6年7月までの期間について、国民年金保険料免除期間となっている記録の訂正を認めることはできない。